

了鳥取県公報

平成14年10月4日(金) **号外第**135号

每週火:金曜日発行

目 次

鳥取県議会議員東伯郡選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の 選管告示 鳥取県議会議員東伯郡選挙区補欠選挙におけるポスター掲示の開始の日(75)..................1

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第74号

平成14年10月27日執行予定の鳥取県議会議員東伯郡選挙区補欠選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録 資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令 (昭和25年政令第89号)第14条第2項の規定により告示する。

平成14年10月 **4**日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村

- 1 被登録資格の決定の基準となる日 平成14年10月17日。ただし、年齢については同月27日を基準日とする。
- 2 登録を行う日 平成14年10月17日
- 3 縦覧に供する期間 平成14年10月18日及び同月19日

鳥取県選挙管理委員会告示第75号

平成14年10月27日執行予定の鳥取県議会議員東伯郡選挙区補欠選挙において、鳥取県議会議員選挙におけるポ スター掲示場の設置に関する条例(昭和57年鳥取県条例第32号)第1条第1項のポスター掲示場に公職選挙法 (昭和25年法律第100号)第143条第1項第5号のポスターを掲示することができることとなる日を平成14年10月 18日と定めたので、同法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により告示する。

平成14年10月 4日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

2	平成14年10月 4 日	玉唯口	馬	圦	枈	公	郑	(号外)第135号